

## 参 考

### 大阪楽座事業の概要

#### ■事業実施

平成15年度～平成22年度

#### ■補助対象団体

【以下の項目を全て満たす団体であること】

- (1) 大阪府内に活動拠点を置き、大阪府内を中心に活動を展開していること
- (2) 公益法人(特例民法法人[社団・財団]のほか、特別法による特定非営利活動法人等を含む)又は営利を目的としない任意団体(※)
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

※任意団体：文化振興や社会貢献活動を進めているボランティアグループ、団体をいいます。

#### ■補助対象事業・期間

【以下の項目を全て満たす自主事業であること】

- (1) 大阪府内の歴史的建造物を活用  
※歴史的建造物とは：  
大阪府内で、近代(おおむね50年以上前)までに建設され、歴史的文化的価値を有する建築物をいいます。いわゆる洋風建築物だけでなく、和風建築物や橋などの産業関連施設も含みます。
- (2) 文化活動を実施  
文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術だけでなく、芸能や日常生活文化なども含みます。
- (3) 広く一般に公開されている事業であること  
団体内部の交流会や発表会など、特定の方々を対象としたイベントではなく、広く府民が参加できる事業のことをさします。
- (4) 対象事業期間に実施される事業であること

#### ■補助金額

補助金の額は、下記の条件すべてを満たすように算定し、予算の範囲内において交付します。

- (1) 補助対象経費の2分の1以内
- (2) 入場料等事業収入より補助対象経費の20%相当額を差し引いた額を補助対象経費から控除した額の2分の1以内
- (3) 総事業費から入場料等事業収入を除いた額の範囲内
- (4) 上限50万円(平成16年度までは上限100万円)

#### ■選考方法

建築、文化、まちづくりなどの分野の専門家で構成する大阪楽座事業選考委員会が、下記の視点をもとに、総合的に評価し、選考します。

- ◇ 歴史的建造物の活用方法におけるオリジナリティ
- ◇ 歴史的建造物の保存・活用に対する府民意識醸成への貢献度
- ◇ 大阪の文化振興への寄与度、貢献度
- ◇ まちの賑わいづくりや地域の活性化につながる可能性
- ◇ 市民活動としての意義

- 各応募団体の代表者等による事業内容説明(プレゼンテーション)及び選考委員との質疑による審査(面接審査)
- なお、申込み多数の場合は、面接審査に先立ち、一次審査として提出された事業企画書等で書類審査を実施

#### 大阪楽座事業選考委員会 委員名簿

- ◎ 小暮 宣雄  
(京都橋大学現代ビジネス学部都市環境デザイン学科教授)

酒井 一光  
(大阪歴史博物館学芸員)

下田 展久  
(NPO法人 C.A.P.[芸術と計画会議]ディレクター)

中井 憲子  
(カルチャーコーディネーター)

(◎印:委員長、平成23年3月現在、50音順、敬称略)

※大阪楽座事業は、皆様からの寄付による「大阪府文化振興基金」を財源として活用いたしました。



